**平成２６年（フ）第２０６号**
三重県四日市市楠町小倉499番地６　サニー103
債務者　林　　淳子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２６年（フ）第１３３号**
滋賀県東近江市大森町2141番地１　レジデンス宝積207号室、前住所滋賀県東近江市蒲生堂町328番地397
債務者　古守　延也
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２６年（フ）第１４３号**
滋賀県近江八幡市長光寺町26番地３
債務者　舞野　道子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２６年（フ）第１４５号**
滋賀県東近江市五個荘中町25番地４　メゾンエトワールＡ101号室
債務者　桜井　清美
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２６年（フ）第１４６号**
滋賀県愛知郡愛荘町長野1101番地７
債務者　森　真理子（旧姓森内）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２６年（フ）第１４８号**
滋賀県彦根市大藪町1876番地　105号
債務者　鈴木　正幸
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２６年（フ）第１０５号**
鳥取県西伯郡伯耆町吉長180番地27
債務者　花村　松子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２６年（フ）第５９号**
広島県尾道市因島土生町1825番地15
債務者　福羅万里子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２６年（フ）第３０７号**
愛媛県松山市桜ケ丘５番１号
債務者　西内　利彦
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３４号**
福岡県八女市高塚212番地　陽だまりの家
債務者　堀川　ソノ
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２６年（フ）第１３３号**
佐賀県三養基郡基山町大字小倉420番地27　デネブ102号
債務者　吉武　錫夫
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１３４号**
佐賀県三養基郡基山町大字小倉420番地27　デネブ102号
債務者　吉武キヨ子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第６６号**
宮崎県都城市上川東１丁目11号４番地　サンハイツ並木106号
債務者　大田　広海
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２６年（フ）第９３号**
福島県郡山市大槻町字中反田４番地の６、住民票上の住所福島県郡山市大槻町字太田61番地
債務者　佐藤　春江
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第６６号**
長野県諏訪市大字中洲5853番地３　ウィズ諏訪
債務者　稲葉　周輔
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２６年（フ）第５８号**
高知県宿毛市萩原７番45号　田村ハイツ
債務者　今宮　伸祐
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２６年（フ）第５９号**
高知県四万十市渡川３丁目６番28号
債務者　井上　　隆
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
高知地方裁判所中村支部